

くらしのテレフォンガイド

ご利用ください 市政情報案内「みたか」

41-1313

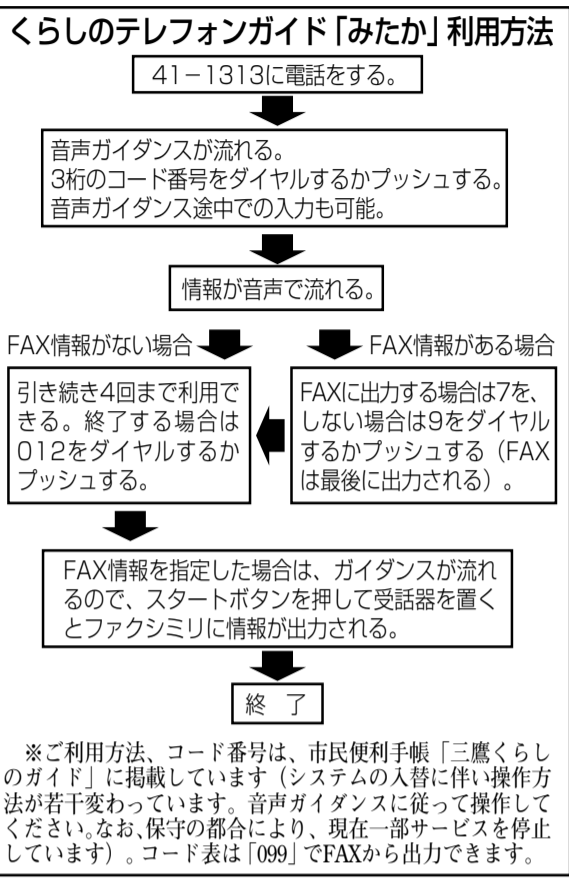
市政情報案内・くらしのテレフォンガイド「みたか」は、市の施設の利用案内、市役所各窓口での手続き方法、各種サービス案内などを、電話を利用して音声またはファクシミリでお答えするものです。

また、「広報みたか」の内容（講座・講演会の申し込み、健康診査・検診・予防接種のお知らせなど）も音声で案内しています。

ぜひご利用ください。

◆利用時間 午前8時～午前10時（情報の更新やシステム保守のため、月2回程度、午後1時～3時にシステムを停止することがあります）。

◆情報推進室 内線214



時間外、土・日曜日の 漏水の通報などは 東京都多摩水道管理室へ

市の水道事業を東京都水道事業と統合して2年が経過しました。統合後も市では時間外や土・日曜日、祝日の漏水通報や漏水修繕依頼などを受け付けていましたが、4月1日からは、東京都多摩水道管理室で受付を行います。なお、月々金曜日の午前8時30分～午後5時は三鷹市水道部でも受け付けます。

↓東京都多摩水道管理室 ☎042-521-3331・三鷹市工務課漏水防止係 ☎内線3439

春の交通安全講習会

4月6日(火)～15日(木)に行われる「春の交通安全運動」に先がけて「交通安全講習会」を実施します。運転免許の有無を問わず、どなたでも受講できます。

▷開催日は下表のとおり。時間はいずれも午後6時30分～8時。

▶当日、直接会場へ。
⇒三鷹警察署 ☎49-0110
・三鷹市都市交通課 ☎内線2883

開催日	開催場所
23日(火)	連雀コミュニティセンター大会議室
24日(水)	市役所第二庁舎4階242号会議室
25日(木)	牟礼コミュニティセンター会議室
26日(金)	新川中原コミュニティセンター視聴覚室
30日(火)	井口コミュニティセンター大ホール
31日(水)	三鷹駅前コミュニティセンター大会議室
4月1日(木)	大沢地区公会堂

4月1日(木)から特殊建築物などの 定期報告制度の一部が変わります

2月に三鷹市建築基準法施行細則を改正し、特殊建築物などの定期報告制度が4月1日(木)から一部変わります。主な変更点は次のとおりです。

◆特殊建築物等の定期調査報告

(1)旅館・ホテル・病院・診療所・児童福祉施設などの用途に供する建築物で、平家建てで床面積の合計が500㎡未満のものは、報告の必要がなくなります。

(2)飲食店・料理店・遊技場・ダンスホール・バー・ナイトクラブ・カフェ・キャバレー・展示場などの用途に供する部分で地階(100㎡を超えるもの)にあるものは、報告が必要になります。

(3)共同住宅・下宿・寄宿舎などの用途に供する建築物のうち、これまで3階建て以上で床面積の合計が500㎡を超える建築物の報告が必要でしたが、4月1日(木)からは、5階建て以上で床面積の合計が1千㎡を超えるものが必要になります。

◆昇降機等の定期検査報告

(1)エレベーターのうち、労働安全衛生法施行令第12条第6項に該当するものは、報告の必要がなくなります。

(2)小荷物専用昇降機で出入り口の下端が床面よりも高いものは、報告の必要がなくなります。

◆建築設備定期検査報告

(1)定期調査報告が必要な特殊建築物などで、過

建築物などの建築設備が定期報告の対象となります。改正の内容は、特殊建築物等の定期調査報告(1)から(3)までと同様です。

(2)共同住宅の住戸の部分については、報告の必要がなくなります。

傍聴できず

●三鷹市
都市計画審議会
平成16年度第1回三鷹市都市計画審議会を開催します。市計画審議会を開催します。傍聴を希望する方は申し込みが必要です。

▽4月9日(金)午後2時から、三鷹市議会全員協議会室(市役所3階)で。

◆諮問事項
●区域区分の変更に関する意見

年金たより

あなたの年金 受給額を試算します

社会保険庁では、「年金見込額試算照会」を行っており、55歳以上の方から利用することができ、申し込みは対象者本人に限られます。

※個人情報保護の観点から本人確認を厳正に行うため、年金手帳などで受け付けます。

◆電話で申し込む場合
武蔵野社会保険事務所 ☎561-4111

◆インターネットを利用して申し込む場合
厚生労働省ホームページ：
<http://www.mhlw.go.jp/>
社会保険庁ホームページ：
<http://www.sia.go.jp/>

◆縦覧に必要なもの 納税通知書、免許証など本人を証明する書類など(代理人の場合は委任状も)

◆帳簿記載内容
◇土地価格等縦覧帳簿 所在・地番・地目・地積・価格
◇家屋価格等縦覧帳簿 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年

※三鷹市内に所在する土地、または家屋に対して固定資産税が課税されている納税者は、該当帳簿を縦覧できます。

↓資産税課 ☎内線2363
523-2455

◇四輪の軽自動車 軽自動車検査協会 ☎042-525-4360

軽自動車などの 廃車届・登録届 はお済みですか

軽自動車、オートバイ、原動機付自転車の「廃車届」はお済みですか。

4月1日(木)は、軽自動車税の賦課期日です。あなた名義の軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などが壊れたり、不用になったり、人に譲ったり、市外に転出した場合は、必ずこの日までに「廃車届」を出しましょう。

※廃棄・盗難などの理由で既に車がない場合でも、廃車の手続きをしないと課税されますのでご注意ください。

◆三鷹市に転入された方へ
お持ちの軽自動車、オートバイ、原動機付自転車などの住所変更がお済みでない方、あるいは、人からバイクなどを譲られた方は、必ず4月1日までに、「登録届」を出しましょう。くわしくは、市民

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

平成16年度の固定資産税・都市計画税の算出の基礎となる固定資産の価格が記載された土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

この縦覧制度は、固定資産の納税者が自己の土地や家屋の価格と市内のほかの土地や家屋の価格を比較することができ、

◆縦覧 4月1日(木)～5月31日(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時
資産税課(市役所2階)番窓口で。

◆縦覧に必要なもの 納税通知書、免許証など本人を証明する書類など(代理人の場合は委任状も)

◆帳簿記載内容
◇土地価格等縦覧帳簿 所在・地番・地目・地積・価格
◇家屋価格等縦覧帳簿 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年

※三鷹市内に所在する土地、または家屋に対して固定資産税が課税されている納税者は、該当帳簿を縦覧できます。

↓資産税課 ☎内線2363
523-2455

◇四輪の軽自動車 軽自動車検査協会 ☎042-525-4360

法人市民税の 申告・納付

市内に事務所などをもつ法人が事業活動を行うときは、法人設立の届出と法人市民税の申告・納付が必要です。

特定非営利活動促進法(NPO法)によって新たに法人格を取得した団体も同様の手続きが必要ですが、収益事業を行っていない場合は法人市民税の減免申請をすることができます。

↓市民税課税務管理係 ☎内線2355

管理工区が統合

東京都建設局北多摩南部建設事務所が所管する管理工区5011

↓東京都建設局北多摩南部建設事務所庶務課 ☎042-330-1802

市税たより

バイク・小型特殊 自動車の申告書が 変わります

平成15年度税制改正により、軽自動車申告書の様式が全国共通の様式に改正されたため、平成16年度から15cc